



IESBA

International Ethics Standards Board for Accountants
AN IFEA BOARD

基準の概要： 外部の専門家の 作業の利用



2025年 1 月



外部の専門家の作業の利用

本要約では、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が公表した「[外部の専門家の作業の利用](#)」に関する規定の概要を説明する。

本規定は、[職業会計士のための国際倫理規程™（国際独立性基準を含む。™）](#)（以下「IESBA倫理規程」という。）のパート2及びパート3に新たなセクションを、また、[サステナビリティ保証のための国際倫理基準™（国際独立性基準を含む。™）](#)（IESSA™）（IESBA倫理規程のパート5）にセクションを導入するものである。



本基準の概要は、IESBAスタッフが情報提供のみを目的として作成したものである。本文書は、最終規定やIESBA倫理規程の一部を構成するものではない。本文書は、IESBA倫理規程を修正するものでも無効にするものでもなく、IESBA倫理規程の本文のみが公式文書である。本文書を読んだとしても、最終規定やIESBA倫理規程を読むことの代替にはならない。

本プロジェクトの目的は何だったのか？

次の事項の指針となる原則主義に基づく枠組みを構築すること。

- (a) 組織所属の職業会計士、会計事務所等所属の職業会計士及びサステナビリティ保証業務の実施者が専門業務を実施する際に外部の専門家の作業を利用する状況における、当該専門家の適性、能力及び客観性に係る倫理に関する検討
- (b) そのような外部の専門家の作業を利用する際の、組織所属の職業会計士、会計事務所等所属の職業会計士及びサステナビリティ保証業務の実施者の倫理的行動

IESBA倫理規程に新たにどのようなセクションが追加されたのか？

セクション290 組織所属の職業会計士による *外部の専門家の作業の利用*
セクション390 会計事務所等所属の職業会計士による *外部の専門家の作業の利用*
セクション5390 サステナビリティ保証業務の実施者による *外部の専門家の作業の利用*

誰が本規定の対象外であるのか？

監査業務、サステナビリティ保証業務及びその他の保証業務における、一般用途のための情報の提供者、内部の専門家、下請け業者及び経営者の利用する専門家

本規定の適用日はいつか？

パート2の規定は、2026年12月15日から適用される。

パート3の規定は、次の業務から適用される。

- 2026年12月15日以後開始する期間又は2026年12月15日以後の特定の日における、パート5が適用されない監査業務、レビュー業務及びその他の保証業務
- 2026年12月15日以後におけるその他の専門業務

パート5の規定は、2026年12月15日以後開始する期間又は2026年12月15日以後の特定の日サステナビリティ情報に対するサステナビリティ保証業務から適用される。

早期適用が認められており、推奨されている。

詳細な情報はどこにあるのか？

導入の支援に関する資料を含む追加の情報については、www.ethicsboard.orgを参照されたい。

なぜ外部の専門家の作業の利用に関する基準設定プロジェクトは開始されたのか、また、本プロジェクトを進めるに当たりどのように情報を得ていったのか？

組織所属の職業会計士及び会計事務所等所属の職業会計士による外部の専門家の作業の利用は、新たな事象ではない。しかしながら、外部の専門家の作業が職業会計士の実施する監査業務及びその他の専門業務に利用される際の、当該専門家に期待される倫理及び独立性に関する多くの疑問が、公益監視委員会（PIOB）や、IESBAの検討過程、最近のIESBAのプロジェクト¹に対する利害関係者のフィードバックから提起された。

結果として、本プロジェクトは、次の事項に関するIESBA倫理規程を明確化し、強化するために開始された。

- ・ 組織所属の職業会計士、会計事務所等所属の職業会計士及びサステナビリティ保証業務の実施者が外部の専門家の作業を利用するために必要な当該専門家の倫理的特性、すなわち、当該専門家の適性、能力及び客観性に関する検討
- ・ 外部の専門家の作業を利用する際に期待される、組織所属の職業会計士、会計事務所等所属の職業会計士及びサステナビリティ保証業務の実施者の倫理的行動

本基準の策定に当たっては、4つの都市（パリ、シドニー、シンガポール、ニューヨーク）で開催されたグローバル・ラウンドテーブル、投資家との直接的な対話、旧IESBA諮問助言グループとの協議、並びに国際的な規制当局及び各国の規制当局を代表する利害関係者との協議を含む、広範なアウトリーチ活動によって情報を得た。これらの活動の参加者には、監査監督機関、各国の基準設定主体、職業会計士団体、大小会計事務所等の代表者及びその他の利害関係者が含まれる。

本規定の主要な要素

本規定は、職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者が専門業務を実施するための十分な専門知識を有しておらず、職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者の目的に照らして必要な作業を外部の専門家を利用して行うことを決定した場合に有効となる枠組みを導入するものである。本対応策は、そのような状況において、職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者が、誠実性並びに職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則を遵守することに対する自己利益という阻害要因に対処するためのセーフガードとなる。



本枠組みの主要な規定

「専門家」及び「専門知識」に関する新たな定義並びに「外部の専門家」に関する改訂された定義

職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者が外部の専門家と契約条件に合意することを求める要求事項
加えて、監査業務、サステナビリティ保証業務又はその他の保証業務について、職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者が外部の専門家と次の事項に合意することを求める要求事項

- ・ 外部の専門家が、職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者が外部の専門家の客観性を評価するための情報を書面で提供すること。
- ・ 外部の専門家が、監査報告書、サステナビリティ保証報告書又はその他の保証報告書の対象期間中に提供された情報に変更があった場合は、当該報告書が発行されるまでの期間を通じてその変更を伝達すること。

意図する結果

外部の専門家の作業を、一般用途のための情報を提供するその他の個人又は組織の作業と明確に区別すること。

外部の専門家が実施する作業の内容、範囲及び目的を明確に定め、合意すること。

次のページへ続く

¹ 特に、IESBAのサステナビリティ、テクノロジー、タックス・プランニング及び業務チーム - グループ監査業務のプロジェクト

本枠組みの主要な規定

意図する結果

職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者が、外部の専門家が職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者の目的に照らして必要な適性、能力及び客観性を有しているかどうかを評価することを求める要求事項

注：監査業務、サステナビリティ保証業務又はその他の保証業務における外部の専門家の客観性に関する追加的な考慮事項については、以下を参照のこと。

次のための指針を含む：

- セーフガードの例を含む、職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者が外部の専門家の客観性に対する阻害要因の識別、評価及び対処を行う際の支援をする。
- 職業的専門家としての判断を行使すること、及び事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者テストを利用することの重要性を強調する。
- 外部の専門家が既に業務の大半の部分を実施している状況において、職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者が、外部の専門家の適性、能力及び客観性について結論を出すことが困難又は不可能であると判断した場合、職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者は、基本原則に違反するプレッシャーに直面する可能性があることを強調する。



事実又は状況が変化した場合に、職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者が外部の専門家の適性、能力及び客観性を**再評価**することを求める要求事項



職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者がそのような評価について**結論**を下すことを求める要求事項



職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者が、外部の専門家が必要な適性、能力及び客観性を有していないと判断した場合又はそのような判断を行うことができない場合における、当該専門家の作業を利用することの**禁止**

外部の専門家の適性、能力及び客観性に関連する検討及び対応について、一貫性のあるグローバル・ベースラインを確立すること。

監査業務、サステナビリティ保証業務又はその他の保証業務における客観性に関する追加的な検討事項：

職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者が、一定の独立性に関する属性に基づく利害、関係及び状況に関連する特定の情報を外部の専門家に**書面**で提供するように要請することを求める要求事項

- 監査報告書又は保証報告書の対象期間の開始から外部の専門家の作業が完了するまでの間、当該専門家が作業を行っている事業体に関連して要請される情報の種類には、例えば次のものが含まれる：
 - 金銭的利害、ローン及びローンの保証
 - 密接なビジネス上の関係
 - 現在又は過去の業務又は関与
 - 役員、これに準ずるもの又は従業員としての地位
 - 利益相反
 - 報酬依存度及び成功報酬

要請される情報の中には、当該専門家の家族又は当該専門家が所属する組織に関するものも含まれる。

監査業務、サステナビリティ保証業務又はその他の保証業務において外部の専門家の作業が利用される際の当該専門家の客観性に関する社会的期待の高まりに応えること。

次のページへ続く

本枠組みの主要な規定	意図する結果
- 本枠組みは、外部の専門家に要請する情報の内容及び範囲に関して、社会的影響度の高い事業体（PIEs）である依頼人と社会的影響度の高い事業体ではない依頼人、及び、パート5が適用される保証業務と適用されない保証業務を区別し、釣り合いの取れたアプローチを採用している。 - 外部の専門家がチームを利用する場合、本枠組みでは、職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者が、当該専門家のチームの構成員全員から同じ情報を要請することも要求している。 - 外部の専門家が作業を行っている事業体が、職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者の依頼人でない場合、本枠組みは、職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者が、当該専門家、その家族又は当該専門家が所属する組織に関連する依頼人に関する特定の情報を要請することも要求している。 - セーフガードの例を含む、職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者が、外部の専門家の客観性に対する阻害要因を評価し、それに対処するための指針を含む。	監査業務、サステナビリティ保証業務又はその他の保証業務において外部の専門家の作業が利用される際の当該専門家の客観性に関する社会的期待の高まりに応えること。
外部の専門家の作業を利用する際に、基本原則の遵守に対する阻害要因を識別及び評価し、それに対処するに当たり、職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者を支援するための包括的な指針。本指針には次の事項が含まれる。 - 外部の専門家の作業を利用する際に、職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者の基本原則の遵守に対する阻害要因を生じさせる可能性のある事実及び状況の例 - そのような阻害要因の水準を評価するための事項 - セーフガードを含む、阻害要因に対処するための対応策の例	外部の専門家の作業を利用する際に、職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者の倫理的行動の指針となること。
職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者が次の事項を行う際の指針 - 経営者及び適切な場合にはガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション - 外部の専門家の適性、能力及び客観性を評価するために講じた手順及びその結果得られた結論、識別された重要な阻害要因及び講じた対応策、並びに当該専門家との重要な協議の結果を文書化すること。	外部の専門家の作業の利用に関連して検討又は議論された重要事項の透明性及び記録の管理を推奨すること。
監査業務、サステナビリティ保証業務又はその他の保証業務において、職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者が、追加的な客観性の考慮事項に関する情報を外部の専門家から書面で入手することを求める要求事項	要求された情報を職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者に提供する際に、外部の専門家が行う注意及び思慮の程度を高めること。 外部の専門家と職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者との間で誤解が生じる可能性を減らすこと。 職業会計士又はサステナビリティ保証業務の実施者が、外部の専門家から得た情報の記録を管理することの重要性を強調すること。



IESBAについて

IESBAは、ビジネスや組織における倫理的行動及び世界中の組織、金融市場、経済の適切な機能とサステナビリティの基盤である財務情報及び非財務情報に対する社会的信頼の礎として、高品質の国際的な倫理基準（独立性を含む。）を設定している。

IESBAについて更に詳しく知りたい場合、こちらをクリック

www.ethicsboard.org

国際会計士連盟は、知的財産権及びサービス・レベル契約を通じ、IESBAのコンテンツの翻訳又は複製に関する依頼を管理している。本文書又はその他の出版物の複製若しくは翻訳の許可、又は知的財産権に関する情報については、[「Permissions」を参照する](#)か、[「Permissions@ifac.org」](mailto:Permissions@ifac.org)まで連絡されたい。

IESBA®、国際倫理・監査財団™（IFEATM）及び国際会計士連盟®（IFAC®）は、本文書の内容を信頼して行為を行うか又は行動を控えることによって生じる損失について、当該損失が過失により生じたものであれば他の原因によるものであれ、一切責任を負わない。

2025年1月に国際会計士連盟（IFAC）によって英語で公表された国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の「基準の概要：外部の専門家の作業の利用」は、2025年5月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFACの許可を得て使用されている。IESBA倫理規程の翻訳プロセスは、IFACにより検討され、翻訳は「ポリシー・ステートメント - IFACの出版物の翻訳に関する方針」に従って実施されている。全てのIESBA倫理規程の文書の正文は、IFACにより英語で公表されたものである。IFACは、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

Technical Overview: Using the Work of An External Expertの英語文©2025年 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

「基準の概要：外部の専門家の作業の利用」の日本語文©2025年 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

原題：Technical Overview: Using the Work of An External Expert ISBN：

この文書の複製、保管若しくは送信、又は他の類似する使用については、Permissions@ifac.orgに連絡されたい。